

金属労協政策レポート



No.43 2017.9.14

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協/JCM） 編集兼発行人 浅沼 弘一
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-15-10 宝明治安田ビル4階
TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 URL <http://www.jcmetal.jp>

= 解 説 =

人手不足の中で、金属産業にとって 重要性が増大する特定最低賃金

2017年9月14日
全日本金属産業労働組合協議会
（金属労協/JCM）
政策企画局

目 次

1. 特定最低賃金（特定最賃）の意義と役割	1
2. 人手不足と求人賃金	3
3. 特定最賃と地賃との水準差	5
4. 特定最賃の維持に向けて	5

1. 特定最低賃金（特定最賃）の意義と役割

(1) ふたつの法定最低賃金

日本には、地域別最低賃金（地賃）と特定最低賃金（特定最賃）という、ふたつの法定最低賃金があります。地賃は、憲法で定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するための社会的な仕組みであり、すべての都道府県で設定されています。これに対して特定最賃は、労使対等の交渉で決定された賃金水準を、産業全体に波及させることにより、勤労者に産業の実力に対応しい賃金を確保する仕組みであり、公正な市場競争を促し、産業の持続可能性を高めるものと言えます。都道府県ごとに、産業労使の主体的な判断により、地賃を上回る水準で設定することになっています。

(2) 労使対等を補完する特定最賃

市場経済において最も重要なのは、市場参加者（売り手と買い手、売り手同士、買い手同士）の対等性確保です。賃金も、労使対等の下で行われる労使交渉において決定されるべきものですが、

もともと労働市場では、労働力の売り手である勤労者は、買い手である企業に対し弱い立場にあります。産業別労働組合の方針に基づき、労使対等の交渉が行われれば、産業の実力に相応しい賃金決定を行うことができるはずですが、しかしながら、労働組合の組織率は17.3%（2016年）に止まっており、また労働組合員のうち1割近くは、産業別労働組合に加入していないものと見られます。労働組合のない中小・零細企業で働く人、労働組合未加入の非正規労働者は、そのままでは交渉力が弱く、適正な賃金を得られない場合があります。産業内にそうした低い賃金が存在すれば、商品市場において、公正な競争が損なわれてしまい、その結果、労働組合の有無を問わず、産業全体が賃金の下押し圧力にさらされることになります。

本来、賃金水準は、ある程度の幅を持ちつつ、それぞれの産業ごとに形成されていくものです。特定最賃は、労使対等の交渉で決定された企業内最低賃金の水準を、それぞれの産業ごとに、産業全体に波及させることによって、賃金の底支えを図るものであり、労使対等が確保されず市場経済原理が適正に機能していない場合に、労使対等を補完するためにきわめて重要な仕組みです。地賃も賃金を底支えする仕組みではありますが、あくまで最低生計費を保障する社会的な仕組みであり、そうした役割を果たすことはできません。

(3) 金属産業における賃金の下押し圧力

加えて金属産業では、グローバル経済の下で、新興国・途上国も含めた熾烈な国際競争を繰り広げていることによる賃金の下押し圧力があります。新興国・途上国の賃金は、少なくとも見かけ上は、日本の何分の一ということになりますから、こうした国々と競争している金属産業では、企業の賃金抑制姿勢がより強く出てくる傾向があることは否定できません。日本では1990年代以降、長く不況とデフレが続いたことも、そうした賃金抑制姿勢に拍車をかけてきました。

しかしながら、当然のことですが、人件費の引き下げで新興国・途上国に対抗することはできません。わが国金属産業の競争力の源泉は「高生産性」であり、「高生産性」は、職場全体の高いモチベーションなしに維持できません。金属産業で賃金の下押し圧力が高まれば、産業全体が「低賃金・低生産性」に向かうことになりかねません。わが国金属産業の国際競争力が失われ、持続的な発展が困難となることは明らかです。

『2016年版ものづくり白書』を見ると、新興国における急激な賃金の上昇と、国内における生産性の向上により、わが国の単位労働コスト（付加価値あたりの労働コスト）は、すでにタイ、中国、韓国を下回っており（図表1）、グローバル競争を理由にした賃金抑制という考え方は、もはや根拠を失っています。また『2017年版ものづくり白書』によれば、2016年12月の経産省の調査（平成28年度製造基盤技術実態等調査）では、「過去1年間で製品・部材の生産を国内に戻した理由」として、「人件費」が23.2%に達しており、「為替レート」の31.3%に次いで第2位（複数回答）となっています。しかしながら、それでも賃金下押し圧力は、いまだ強力であり、金属産業では、特定最賃の役割がより重要であると言えます。

『2016年版ものづくり白書』による指摘

2000年以降の各国における単位労働コストの推移を見ると、欧米、新興国は上昇傾向にあり、特に新興国における伸びが大きい。日本の単位労働コストは2010年頃まで下落した後に横ばいとなっており、近年では、新興国の単位労働コストが日本を上回っている。

図表 1 各国の単位労働コストの比較

年	ドイツ	アメリカ	日本	韓国	中国	タイ
2000	0.50	0.50	0.68	0.48	0.22	
2001	0.50	0.51	0.67	0.50	0.24	0.47
2002	0.50	0.51	0.64	0.53	0.26	0.45
2003	0.51	0.51	0.62	0.55	0.28	0.44
2004	0.51	0.52	0.60	0.56	0.30	0.44
2005	0.50	0.53	0.59	0.58	0.33	0.46
2006	0.49	0.55	0.58	0.58	0.34	0.47
2007	0.49	0.57	0.56	0.58	0.37	0.46
2008	0.50	0.58	0.57	0.54	0.41	0.51
2009	0.53	0.57	0.57	0.54	0.44	0.51
2010	0.53	0.57	0.54	0.54	0.47	0.51
2011	0.53	0.58	0.55	0.53	0.51	0.55
2012	0.55	0.59	0.54	0.56	0.54	0.58
2013	0.56	0.60	0.53	0.57	0.57	0.60
2014	0.57	0.61	0.54	0.57	0.60	0.66

資料出所:経済産業省・厚生労働省・文部科学省『2016年版ものづくり白書』

2. 人手不足と求人賃金

このところ、人手不足が著しい状況にあります。生産年齢人口の減少を背景に、景気回復が続いており、このため、有効求人倍率は、すでに1970年代の高度成長期以来の水準となっています。しかしながら、このような人手不足の状況に比べ、賃金の上昇は緩慢なものに止まっているのではないかと見方があります。

各都道府県の労働局の中には、職業ごとの求人数や求職者数、求人賃金などを公表しているところがあります。ホームページ上で職業別の有効求人数、有効求職者数、求人賃金（下限平均）のデータが継続的に得られる東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、山梨、京都に関し、「職業計」、金属産業に多くの方が働いている「生産工程の職業」、および「生産工程の職業」と労働市場が競合的と思われる「事務的職業」、「販売の職業」、「サービスの職業」について、2012年3月から2017年3月にかけての変化（注1）を見ると（図表2、3）、

- ① 7都府県計の有効求人倍率と求人賃金の変化を職業別に比べて見ると、「生産工程の職業」は、「職業計」や「事務的職業」に比べ、有効求人倍率の上昇率がかなり大きいにも関わらず、求人賃金の上昇率はやや小さい。
- ② 「サービスの職業」は、有効求人倍率の上昇率が大きいですが、求人賃金の上昇率も大きい。
- ③ 「販売の職業」は、「生産工程の職業」と同様の傾向にある。
- ④ 有効求人数と求人賃金の変化を見ると、「生産工程の職業」も、有効求人数の増加に見合った程度には、求人賃金が上昇している。従って、①の状況が生じている理由は、他の職業に比べて、求職者数の減少が大きいということである。
- ⑤ 都府県ごとに個別に見ると、7都府県すべてで、「生産工程の職業」の有効求人倍率の上昇率が、「職業計」を上回っており、うち4府県では、「生産工程の職業」の有効求人倍率の上昇率が「事務的職業」「販売の職業」「サービスの職業」と比べ、一番大きい。
- ⑥ 有効求人倍率と求人賃金との関係では、すべての都府県で、7都府県計と同じ傾向が見られるわけではない。しかしながら、埼玉、千葉、神奈川、京都では、「生産工程の職業」の有効求人倍率の上昇率が大きいのに、求人賃金の上昇率が小さい、もしくは「職業計」なみに止まっている。といったことがわかります。

データは公表されているものの、2012年3月のデータが得られなかったり、求人賃金の定義などが異なっているため、集計に加えなかった宮城、栃木、滋賀、徳島といった県においても、有効求人倍率の上昇率は「生産工程の職業」が、「事務的職業」「サービスの職業」などより大きいにも関わらず、求人賃金の上昇率がそれに見合っていないという傾向が見られます。(注2)

市場経済原理の下では、労働市場では、人手不足になれば賃金が上昇するはずですが、最近の人手不足の高まりを反映し、ハローワークにおける求人賃金も上昇傾向となっていますが、金属産業に多くの方が働いている「生産工程の職業」では、先述のような賃金の下押し圧力により、市場経済原理が適正に機能していない可能性があります。特定最賃に頼らなくとも、人手不足なのだから、求人賃金も自ずと上昇している、という見方があり、それは図表3でも見るすることができます。しかしながら、現状では不十分だということを、これらのデータが示しています。特定最賃の引き上げを通じて、まさに、金属産業における人手不足の高まりに見合った求人賃金の上昇を、促していくことが重要です。

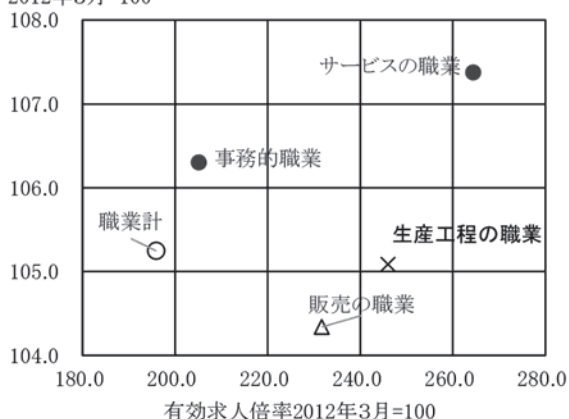
特定最賃を引き上げれば、特定最賃ぎりぎり雇用している企業では、人件費負担が増加することになります。しかしながら、「生産工程の職業」の有効求人倍率の上昇率が、他の職業に比べて高い傾向にあることからすれば、地賃に対して明確な優位性を保てる水準差を確保できる水準に引き上げていかなければ、人材確保がさらに困難となっていくことは明白です。人材が確保できないことに目をつむり、人件費を抑制していれば、短期的には利益を確保できるかもしれませんが、事業の縮小傾向を招くことは否定できません。いわゆる「ゆでガエル症候群」(注3)の状態であって、中長期的には、中高年従業員が引退し、若手従業員が企業を離れ、事業の継続が立ち行かなくなることになりかねません。

図表2 有効求人倍率と求人賃金の変化

(一般常用・7都府県計・2012年3月→2017年3月)

求人賃金(下限平均)

2012年3月=100



- (注)1. 2012年3月以降の職業別有効求人数、有効求職者数、求人賃金(下限平均)の発表されている東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、山梨、京都の平均。
2. 求人賃金は新規求人。ただし、7都府県の加重平均には有効求人数を用いた。
3. 有効求人倍率の変化には、通常は差(単位:ポイント)を用いる。しかしながら、職業ごとの格差がもともと大きいため、ここでは2012年3月=100の指数を用いた。なお、経済産業省「鉱工業指数」の在庫率指数も同様の指数である。
4. 資料出所: 東京労働局、京都労働局資料より金属労協政策企画局で作成。

注1: 2012年3月と2017年3月との変化を見ているのは、現在の景気回復期間に入る直前の年度末である2012年3月と、直近の年度末の2017年3月とを比較することにより、現在の景気回復期間中における変化をとらえようとしているためである。

注2: 労働局によって、職業ごとの求人数や求職者数、求人賃金などをホームページ上で公表しているところと、公表していないところがあるので、それぞれ問い合わせる必要がある。

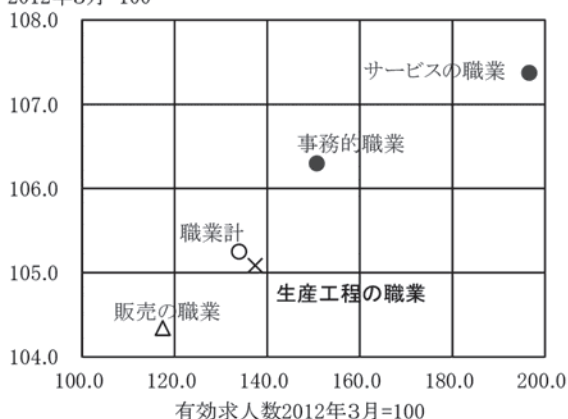
注3: 「ゆでガエル症候群」は、実際のカエルには当てはまらないようである。

図表3 有効求人数と求人賃金の変化

(一般常用・7都府県計・2012年3月→2017年3月)

求人賃金(下限平均)

2012年3月=100



- (注)1. 2012年3月以降の職業別有効求人数、有効求職者数、求人賃金(下限平均)の発表されている東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、山梨、京都の平均。
2. 求人賃金は新規求人。ただし、7都府県の加重平均には有効求人数を用いた。
3. 資料出所: 東京労働局、京都労働局資料より金属労協政策企画局で作成。

3. 特定最賃と地賃との水準差

金属産業の特定最賃と地賃について、どの程度の水準差が望ましいのか、という点について、金属労協では、

特定最低賃金が基幹的労働者を対象とした最低賃金であること、金属産業がわが国の基幹産業であり、その労働の質も高いものであることなどから、地域別最低賃金に対して「少なくとも10%以上上回る水準」を確保し、地域別最低賃金との水準差を維持しつつ、さらに基幹的労働者にふさわしい水準への引き上げを図ります。

2017年度特定(産業別)最低賃金の金額改正・新設に臨む確認事項(2017年8月3日)

という方針を掲げています。

望ましい水準差を定量的に示すことは、なかなか困難です。そもそも特定最賃は、18歳以上65歳未満の基幹的労働者を対象とし、業務の適用除外もあるのに対し、地賃はすべての労働者を対象としていますから、それだけでも、特定最賃を設定する場合は、一定の水準差を確保するのは当然ということになります。

加えて金属産業の産業特性という点からしても、マクロベースで労働時間あたりの付加価値(国内総生産)を比較してみると、2015年には、全産業が4,538円、製造業が5,440円となっているのに対し、金属産業は5,968円に達しています。金属産業は、全産業を31.5%、製造業を9.7%上回っていることになります。付加価値から減価償却分を除いた国内純生産で見ても、金属産業は全産業を17.4%、製造業を5.4%上回っています(図表4)。金属産業を対象とする特定最賃が、全産業を対象とする地賃を「少なくとも10%以上上回る水準」を確保するのは当然だと言えるでしょう。

図表4 マクロベースで見た労働時間あたりの付加価値(2015年)

産 業	国内総生産(円)			国内純生産(円)		
		全産業=100	製造業=100		全産業=100	製造業=100
全産業	4,538	100.0	83.4	3,502	100.0	89.7
製造業	5,440	119.9	100.0	3,902	111.4	100.0
金属産業計	5,968	131.5	109.7	4,112	117.4	105.4

(注)1. 純生産は、産み出した付加価値から固定資本減耗(減価償却)を除いたもの。

2. 資料出所: 内閣府「国民経済計算」より金属労協政策企画局で作成。

4. 特定最賃の維持に向けて

(1) 地賃の金額と接近する特定最賃

近年、従来に比べて地賃が大幅に引き上げられています。それ自体は、大変重要なことではありますが、一方で、特定最賃の引き上げが地賃の引き上げ額に追いつかず、特定最賃と地賃の水準が接近している事例が多くなっています。特定最賃の水準が地賃に追い抜かれると、特定最賃は無効となってしまいますが、そうした事例も出てきています。政府は地賃を年率3%程度引き上げてい

く方針ですが、少なくとも、地賃引き上げ額以上の特定最賃の引き上げによって、地賃との水準差を維持することが絶対に必要です。

使用者側からは、特定最賃の引き上げ額と地賃とは無関係、という主張もあると思いますが、

*地賃の水準が特定最賃に接近すると、特定最賃の存続が危ぶまれる状況になること。

*政府の地賃引き上げの方針は、地賃引き上げを通じて「近年低下傾向にある労働分配率を上昇させ、経済の好循環をさらに確実にすることにより総雇用者所得を増加させていく」（働き方改革実行計画）ことをめざすものである。従って、単に地賃を引き上げればよい、ということではなく、雇用者全体に波及させていくことが不可欠であること。

*このため、特定最賃が地賃よりも高い水準である以上、地賃引き上げ額以上の引き上げを行う必要があること。

に留意しなくてはなりません。金属労協では、

日本の基幹産業である金属産業の労働の価値にふさわしい最低賃金を実現するため、地域別最低賃金の引き上げ額以上の引き上げによって、地域別最低賃金に対する優位性を確保するよう、全力で取り組むこととします。審議が難航する場合には、特定（産業別）最低賃金引き上げ額と地域別最低賃金引き上げ額との差を、前年よりも着実に縮小していきます。

2017年度特定（産業別）最低賃金の金額改正・新設に臨む確認事項（2017年8月3日）

との方針を示しています。

2016年度の特定最賃の金額改正では、金属産業関係では、149件の金額改正が行われましたが、このうち、地賃の引き上げ額以上の引き上げは、21件となっています。（図表5、6、資料）

*地賃引き上げ額以上の引き上げに至っていない特定最賃は、こうした事例を参考にして、地賃引き上げ額以上の確保を図る。

*地賃引き上げ額以上に向けた審議が難航する場合でも、地賃引き上げ額との差を前年よりも着実に縮小していく。

*2015年度まで地賃引き上げ額以上を確保していて、2016年度に地賃引き上げ額を下回った特定最賃については、地賃引き上げ額以上の回復に向け、強力な取り組みを行う。

といった取り組みが重要となります。

地賃引き上げ額以上の引き上げの増加は、都道府県の他の特定最賃や、近隣都道府県の特定最賃への波及効果を、さらに高めることとなります。また、それだけでなく、特定最賃廃止を主張する中央の使用者団体の意向に関わらず、「特定最賃は今後も持続していく」ということをアピールすることとなりますので、現在は無効となっている特定最賃の復活にも寄与する可能性があります。

図表5 2016年度特定最賃引き上げ額の地賃との比較
(件)

特定最賃	金額改正数	地賃引き上げ額との比較		
		下回る	同額	上回る
鉄鋼	18	11	3	4
非鉄金属	6	4	2	0
金属製品	2	2	0	0
一般機械	21	18	3	0
電気機械	43	38	5	0
精密機械	7	7	0	0
輸送用機械	31	29	2	0
自動車小売	20	18	1	1
自動車整備	1	1	0	0
金属産業計	149	128	16	5
(2015年度)	151	118	22	11

資料出所：金属労協政策企画局まとめ

図表6 2016年度特定最賃引き上げ額の分布

(件・円)

特定最賃	金額 改正数	10円 未満	10円	11円	12円	13円	14円	15円	16円	17円	18円	19円	20円	21円	22円	23円	24円	25円	26円	単純 平均
鉄鋼	18	0	0	0	0	0	1	1	2	0	2	2	2	0	4	2	1	1	0	20
非鉄金属	6	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	18
金属製品	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	18
一般機械	21	1	0	0	0	1	4	4	4	2	1	1	0	1	2	0	0	0	0	16
電気機械	43	0	3	1	1	1	5	12	7	5	1	0	1	3	2	0	0	1	0	16
精密機械	7	0	1	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
輸送用機械	31	0	0	1	0	1	3	10	5	2	1	1	2	5	0	0	0	0	0	17
自動車小売	20	0	2	0	0	1	0	6	2	0	3	2	2	0	1	0	0	0	1	17
自動車整備	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
金属産業計	149	1	6	2	1	4	14	39	24	10	8	7	7	10	9	2	1	3	1	17
(2015年度)	151	4	6	4	9	29	31	25	21	11	3	4	4	0	0	0	0	0	0	14

資料出所：金属労協政策企画局まとめ

(2) 特定最賃がいったん無効の状態になることを回避する

毎年10月1日頃、地賃が引き上げられます。これに対して、特定最賃の発効は早い場合でも11月初旬となっており、1カ月から3カ月程度、地賃よりも遅くなります。従って、特定最賃と地賃の水準が接近していて、10月1日に地賃が引き上げられ、特定最賃の水準が地賃に追い抜かれてしまうと、その特定最賃はいったん無効となります。もちろんその後、特定最賃の金額改正によって、地賃を抜き返せばよいのですが、いったん無効となった場合には、中央の使用者団体が次のような方針を示しているため、地方最低賃金審議会において、使用者側が特定最賃の引き上げを認めることが難しくなる場合があります。

経団連『2017年版経営労働政策特別委員会報告』より抜粋

当該年度または前年度から地域別最低賃金額を下回ったケースでは、その解消のみを目的とした引上げは行わずに凍結することを原則とすべきである。また、複数年度にわたって下回っているケースでは、実効性が失われており、地方行政の業務効率化の観点からも存続させる意義は極めて乏しい。各地方最低賃金審議会において、廃止に向けた具体的な手続きとスケジュールを関係労使も交えて早急に検討することが望まれる。

特定最賃の必要性、重要性を認識している地方最低賃金審議会の使用者側委員・専門部会委員、地方の金属産業の経営者の方も少なくないと思います。しかしながら、このような使用者団体の中央の方針により、いったん無効、とりわけ、いったん無効が2年続けて発生すると、特定最賃の引き上げを阻止しようとする中央からの圧力が増大する可能性があります。それぞれの都道府県において、当該産業の労使の自主的な判断によって特定最賃を設定するためには、最低限、地賃が翌年に引き上げられても、いったん無効の状態に陥らない水準にしておくことが絶対に必要です。

地賃に関する政府の方針は、年率3%程度引き上げていくことにより、全国加重平均で1,000円にするというものですから、当面、平均30円の引き上げを想定する必要があります。特定最賃と地賃の水準差は30円がデッドライン、現実には、少なくともその2年分にあたる60円以上の水準差を最低限確保していないと、特定最賃の維持がより困難な状況に追い込まれる可能性があるということを、労使で十分に認識していく必要があります。

資料 最近3年間に地賃引き上げ額以上の特定最賃引き上げのあった都道府県

(円)

都道府県名	産 業	特定最低賃金 (時間額)			特定最賃－地賃			特定最賃引き上げ額 －地賃引き上げ額		
		14年度	15年度	16年度	14年度	15年度	16年度	14年度	15年度	16年度
北海道	食品	802	813	830	54	49	44	-3	-5	-5
北海道	鉄鋼	858	876	900	110	112	114	2	2	2
北海道	電気機械	794	804	821	46	40	35	-4	-6	-5
北海道	輸送機械(船)	799	810	825	51	46	39	-2	-5	-7
青森	鉄鋼	800	816	835	121	121	119	-1	0	-2
青森	電気機械	735	750	765	56	55	49	0	-1	-6
青森	各種商品小売	727	743	758	48	48	42	-1	0	-6
青森	自動車小売	766	782	798	87	87	82	-1	0	-5
岩手	鉄鋼・金属製品	755	772	790	77	77	74	2	0	-3
岩手	精密機械	743	758	774	65	63	58	1	-2	-5
岩手	電気機械	728	740	756	50	45	40	-3	-5	-5
岩手	各種商品小売	741	752	767	63	57	51	-1	-6	-6
岩手	自動車小売	765	781	800	87	86	84	1	-1	-2
宮城	鉄鋼	811	827	847	101	101	99	-1	0	-2
宮城	電気機械	769	783	798	59	57	50	-2	-2	-7
宮城	自動車小売	778	795	815	68	69	67	1	1	-2
秋田	非鉄金属	804	818	834	125	123	118	0	-2	-5
秋田	電気機械	738	751	766	59	56	50	-1	-3	-6
秋田	輸送機械(車)	776	790	805	97	95	89	-1	-2	-6
秋田	自動車小売	765	781	794	86	86	78	1	0	-8
茨城	鉄鋼	834	851	871	105	104	100	0	-1	-4
茨城	一般機械	811	825	841	82	78	70	-3	-4	-8
茨城	電気機械・精密	806	821	837	77	74	66	-3	-3	-8
茨城	各種商品小売	780	795	811	51	48	40	-3	-3	-8
新潟	電気機械	822	838	852	107	107	99	0	0	-8
新潟	各種商品小売	773	789	800	58	58	47	0	0	-11
新潟	自動車小売(新車)	827	843	859	112	112	106	0	0	-6
富山	非鉄・金属製品		781			35			-16	
富山	輸送機械(車)・一般機械	820	833	846	92	87	76	-6	-5	-11
富山	電気機械	760	772	786	32	26	16	-6	-6	-10
富山	百貨店	790	800	810	62	54	40	4	-8	-14
福井	繊維	732	740	756	16	8	2	-8	-8	-6
福井	一般機械	810	821	829	94	89	75	-5	-5	-14
福井	電気機械	776	790	806	60	58	52	-2	-2	-6
福井	百貨店	773	791	799	57	59	45	-5	2	-14
長野	印刷			781			11			10
長野	一般機械・輸送用機械	821	834	848	93	88	78	-3	-5	-10
長野	電気機械・精密	810	823	837	82	77	67	-3	-5	-10
長野	各種商品小売	773	786	800	45	40	30	-5	-5	-10
京都	金属製品	854	868	885	65	61	54	-4	-4	-7
京都	電気機械	853	867	883	64	60	52	-3	-4	-8
京都	輸送機械	860	873	889	71	66	58	-5	-5	-8
京都	各種商品小売	803	818	837	14	11	6	-3	-3	-5
京都	自動車小売(新車)	790	809	835	1	2	4	6	1	2
大阪	塗料	880	894	912	42	36	29	-9	-6	-7
大阪	鉄鋼	876	890	908	38	32	25	-8	-6	-7
大阪	非鉄・電線	840	860	885	2	2	2	-5	0	0
大阪	一般機械	862	877	894	24	19	11	-7	-5	-8
大阪	電気機械	840	860	885	2	2	2	-6	0	0
大阪	輸送機械(車)	860	875	892	22	17	9	-7	-5	-8
大阪	自動車小売	850	865	884	12	7	1	-7	-5	-6
兵庫	繊維		800			6			5	
兵庫	塗料	894	906	918	118	112	99	-5	-6	-13
兵庫	鉄鋼	877	890	906	101	96	87	-4	-5	-9
兵庫	一般機械	858	872	886	82	78	67	-4	-4	-11
兵庫	精密機械	822	832	842	46	38	23	-5	-8	-15
兵庫	電気機械	821	830	840	45	36	21	-4	-9	-15
兵庫	輸送機械	892	904	919	116	110	100	-5	-6	-10
兵庫	各種商品小売	786	797		10	3		-10	-7	
兵庫	自動車小売	830	840	850	54	46	31	-9	-8	-15

都道府 県名	産 業	特定最低賃金 (時間額)			特定最賃－地賃			特定最賃引き上げ額 －地賃引き上げ額		
		14年度	15年度	16年度	14年度	15年度	16年度	14年度	15年度	16年度
和歌山	鉄鋼	834	849	871	119	118	118	2	-1	0
和歌山	百貨店	765	780	799	50	49	46	-3	-1	-3
島根	鉄鋼	793	813	836	114	117	118	3	3	1
島根	一般機械	778	798	820	99	102	102	2	3	0
島根	電気機械	718	735	756	39	39	38	-4	0	-1
島根	輸送機械(車)	772	791	812	93	95	94	-3	2	-1
島根	百貨店		729	748		33	30		8	-3
島根	自動車小売(新車)	749	768	790	70	72	72	2	2	0
岡山	窯業	842	858	880	123	123	123	0	0	0
岡山	鉄鋼	858	874	896	139	139	139	1	0	0
岡山	一般機械	835	851	873	116	116	116	-1	0	0
岡山	電気機械	771	787	809	52	52	52	-1	0	0
岡山	輸送機械(車)	823	839	858	104	104	101	0	0	-3
岡山	輸送機械(船)	853	869	890	134	134	133	0	0	-1
岡山	各種商品小売	778	794	816	59	59	59	0	0	0
広島	鉄鋼	864	882	901	114	113	108	0	-1	-5
広島	金属製品	827	844	863	77	75	70	-2	-2	-5
広島	一般機械	835	852	870	85	83	77	-2	-2	-6
広島	電気機械	796	813	831	46	44	38	-1	-2	-6
広島	輸送機械(車)	817	833	850	67	64	57	-1	-3	-7
広島	輸送機械(船)	858	875	893	108	106	100	-1	-2	-6
広島	各種商品小売	790	805	821	40	36	28	3	-4	-8
広島	自動車小売	813	830	848	63	61	55	-2	-2	-6
山口	鉄鋼・非鉄	850	867	890	135	136	137	3	1	1
山口	電気機械	776	793	815	61	62	62	2	1	0
山口	輸送機械	822	838	858	107	107	105	2	0	-2
山口	百貨店	737	757	779	22	26	26	13	4	0
愛媛	製紙	810	826	847	130	130	130	0	0	0
愛媛	一般機械	820	835	856	140	139	139	-1	-1	0
愛媛	電気機械	792	808	829	112	112	112	0	0	0
愛媛	輸送機械(船)	830	846	867	150	150	150	-2	0	0
愛媛	各種商品小売	725	739	758	45	43	41	-3	-2	-2
福岡	鉄鋼	865	881	903	138	138	138	2	0	0
福岡	電気機械	821	837	857	94	94	92	0	0	-2
福岡	輸送機械	844	860	880	117	117	115	1	0	-2
福岡	百貨店	790	802	824	63	59	59	0	-4	0
福岡	自動車小売(新車)	834	850	870	107	107	105	0	0	-2
佐賀	陶磁器	679	695	716	1	1	1	0	0	0
佐賀	一般機械	782	795	810	104	101	95	-2	-3	-6
佐賀	電気機械	746	760	774	68	66	59	-2	-2	-7
熊本	電気機械	725	738	759	48	44	44	-5	-4	0
熊本	輸送機械	775	787	808	98	93	93	-5	-5	0
熊本	百貨店	707	712		30	18		-9	-12	
大分	鉄鋼	817	836	861	140	142	146	3	2	4
大分	非鉄金属	807	825	846	130	131	131	1	1	0
大分	電気機械	735	749	764	58	55	49	-1	-3	-6
大分	輸送機械	785	798	813	108	104	98	-1	-4	-6
大分	各種商品小売	704	714	716	27	20	1	-6	-7	-19
大分	自動車小売(新車)	747	762	780	70	68	65	0	-2	-3
鹿児島	電気機械	720	732	745	42	38	30	-3	-4	-8
鹿児島	百貨店	693			15			-5		
鹿児島	自動車小売(新車)	748	762	780	70	68	65	0	-2	-3
沖縄	食品(糖)	700	709	726	23	16	12	-6	-7	-4
沖縄	新聞	775	783	795	98	90	81	-6	-8	-9
沖縄	各種商品小売	692	702	723	15	9	9	-6	-6	0
沖縄	自動車小売(新車)	705	717	732	28	24	18	-1	-4	-6

(注)1. 特定最賃の産業の括りは2016年度のものである。

2. 資料出所：金属労協政策企画局まとめ

